

郡山市上下水道局工事請負契約約款第10条第3項及び修繕請負契約約款第10条第3項(現場代理人常駐義務緩和条項)に係る運用基準

平成22年3月19日制定

令和7年3月31日最終改正

[上下水道局総務課]

郡山市上下水道局工事請負契約約款第10条第3項及び修繕請負契約約款第10条第3項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和を行う場合、以下に定める事項により運用するものとする。

1 対象工事及び修繕

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる工事は、本局が発注した工事及び修繕並びに郡山市が発注した工事(以下「工事」という。)のうち、次に掲げるいずれかの条件を満たす工事とする。なお、施行日において施工中の工事についても適用するものとする。

(1) 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)で定める監理技術者を配置しなければならない工事(以下「監理技術者配置工事」という。))を除く。)

※ 監理技術者配置工事とは、5,000万円以上の下請契約を締結する工事(建築一式の場合は、8,000万円以上の下請契約を締結する工事)

(2) 建設業法第26条第3項に該当する工事

次の全てを満たす工事

ア 請負代金の額が1億円未満(建築一式工事である場合は2億円未満)であること。

イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の現場代理人がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

エ 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

オ 当該工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。

キ 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 工事現場の数が2を超えないこと。

(3) それぞれの工事当初請負金額が1,500万円未満の3件又は4,500万円未満(建築一式の場合は、9,000万円未満)の2件まで工事担当課長(郡山市の工事担当課長を含む。)が支障なしと認める工事

(4) 前3号に定めるもののほか、工事担当課長、総務課長及び郡山市財務部契約検査課長(以下「契約検査課長」という。)が特に必要と認める工事

2 現場代理人兼任配置届

受注者は、現場代理人を兼任配置するときは、契約締結時に現場代理人兼任配置届（別記様式）を郡山市上下水道局工事請負契約約款及び修繕請負契約約款第10条第1項の規定に基づく現場代理人及び主任技術者等通知書に併せて提出するものとする。

3 兼任配置とした場合の取扱い

- (1) 工事担当課長は、兼任配置に係る工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、当該兼任配置が適当でないと認めるときは、その旨を総務課長又は契約検査課長に報告するものとする。
- (2) 総務課長又は契約検査課長は、(1)に規定する報告を受けたときは、受注者に対して説明を求め、兼任配置が適当でないと判断されるときは、兼任を解除し、新たな現場代理人を配置させる等の必要な措置を指示するものとする。

4 変更契約時の取扱い

兼任配置に係る工事について、設計変更等による変更契約により対象工事の条件を満たさなくなったときは、対象工事の条件に該当しているものとみなして、当該兼任配置を認めるものとする。ただし、総務課長、契約検査課長若しくは工事担当課長が適当でないと認める場合は兼任配置を認めない。

5 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この運用基準は、平成22年3月19日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、平成23年11月1日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、平成23年12月7日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、平成27年12月25日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、平成28年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、令和4年11月1日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年1月1日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年4月6日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、令和7年2月1日から施行し、適用する。

附 則

この運用基準は、令和7年4月1日から施行し、適用する